

資料3

令和5年2月10日
障害福祉部
障害施策推進課

次期せたがやノーマライゼーションプラン 世田谷区障害施策推進計画 -
の策定に向けた検討状況について

1. 主旨

令和6年度からの次期せたがやノーマライゼーションプラン 世田谷区障害施策推進計画（以下「次期計画」という。）の策定に向け、世田谷区自立支援協議会や障害者施策推進協議会からの意見、各施策の所管課ヒアリング等を踏まえた次期計画の構成等に関する検討状況について報告する。

2. 次期計画の策定に向けた意見等

(1) 世田谷区自立支援協議会からの主な意見（令和4年11月）

詳細は別紙

区分	意見
地域の支えあいの推進・障害差別の解消・権利擁護	障害者と地域（住民）との出会いの場が減ってきている。
就労等の活躍の場の拡大	本人に合った居場所がない。
障害福祉サービス事業等の運営	障害者同士の交流・余暇事業が少ない。
医療的ケア児（者）の支援の充実	放課後等デイサービス利用年齢以降のケアの担い手がいない。
教育・保育の充実、スポーツ等の余暇活動の支援	働きたい親（家族）が働けない。
サービスの質及び人材の確保	介護や支援を担う人材やマンパワーの不足 職員の早期退職は、課題である。

(2) 障害者施策推進協議会からの主な意見（令和4年11月）

意見
共生社会がメインテーマであるならば、インクルーシブという概念を言葉だけ言っているのではなく、本当にいろいろな方が顔を突き合わせる形で理解促進をしていかなければならない。
次期計画の検討資料にある「安心して暮らし続けることができる地域づくり及び活躍の場の拡大」のところでは、障害のある方の特性に「応じた」活躍という限定的な解釈にとどまるべきではない。
医療的ケア児の通学に親の付き添いが必要であるケースなど、介助の担い手の確保が心配事としてある。医療的ケア児の定義に当たらない方についても、長時間のケアの担い手がいない。

(3) 所管課ヒアリング

実施概要

現計画における取組の所管課に対し、現状の施策における取組の実施状況や課題についてヒアリングを行った。

ヒアリングでの主な意見

区分	意見
就労等の活躍の場の拡大	さまざまな理由で働けずにいる方を対象とするユニバーサル就労を推進するには、多くの所管が集まったチームで検討し、取り組む必要がある。
精神障害施策の充実	積極的に区のサービスを使おうとしないなど、福祉サービスにつながりにくい方への支援が以前から課題になっている。
医療的ケア児(者)の支援の充実	専門職だけでなく、児童発達支援管理責任者などの責任者クラスの専門人材の確保が難しくなっている。雇用しても定着しにくい。
サービスの質及び人材の確保	障害福祉全体で人員が不足し、サービスの質の確保が困難な状況にある。まずは、当事者のニーズを満たせる障害福祉サービスを提供するための人員を確保する必要がある。
相談・地域生活支援の充実	地域移行に向けた当事者支援を開始しているが、退院後の介助や支援の担い手確保、地域の見守りの仕組みが課題になっている。

(4) 障害者(児)等実態調査

- ・ 回答期間 令和4年11月4日から同月30日まで
- ・ 回収数・回収率(令和4年12月19日時点速報値)
 - 区内在住障害者及び障害児
回収数 2,477件 / 5,500件 回収率 約45%
 - 区内障害福祉サービス等事業所、障害児通所支援施設等事業所
回収数 126件 / 300件 回収率 42%

3. 意見等を踏まえた次期計画の構成(案)

(1) 施策の柱

現行のせたがやノーマライゼーションプランに基づき様々な施策に取り組んでいるが、障害者等を取り巻く現状において、障害に対する理解の促進、障害を理由とする差別の解消、安心して暮らし続けることができる地域づくり、参加及び活躍の場の拡大並びに情報コミュニケーションの保障の一層の推進といった課題がある。

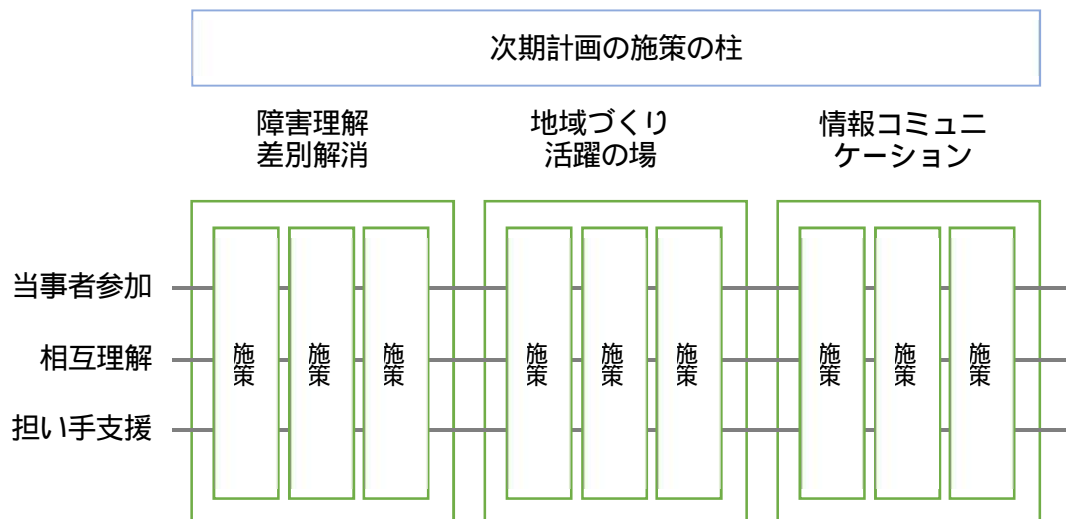
これらの課題の解決に必要な施策を総合的に講じ、心身の機能に障害のある区民のみならず、様々な状況及び状態にある区民が多様性を尊重し、価値観を相互に認め合い、安心して暮らし続けることができる地域共生社会を実現するため、今年度、「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」を制定した。次期計画においては、この条例に掲げる以下の項目を施策の柱とする。

障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消
安心して暮らし続けることができる地域づくり並びに参加及び活躍の場の拡大
情報コミュニケーションの推進

(2) 視点

地域共生社会の実現を目指すとともに、障害者等の支援施策を今後も推進していくにあたって、「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」の目的及び基本理念、世田谷区自立支援協議会や障害者施策推進協議会からの意見等を踏まえ、施策に共通する大切な視点を明確にし、次期計画に位置付ける施策を調整していく。

- 視点1 当事者参加：当事者の意思決定支援や主体的な参加を考慮しているか。当事者の希望や選択を考慮しているか。
- 視点2 相互理解：当事者と当事者以外の者（家族、地域、支援事業者等）との積極的理解につながるか。
- 視点3 担い手支援：支援の担い手（家族、支援事業者等）のうち特定の者に負担が偏っていないか。担い手の支援・負担軽減を考慮しているか。



(3) 施策の体系

- 次期計画における施策の体系については、世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例に基づく3つの柱を基本として検討を進める。
- 現計画では10個の大項目に54個の中項目を設けているが、次期計画では中項目を設けずに施策の検討を始め、各施策を目的等に応じて分類する過程で、中項目を設けることも検討する。
- 令和6年度に施行予定の改正障害者総合支援法を踏まえた施策や、国連障害者権利委員会から国への勧告を踏まえた施策、国の障害福祉計画に関する基本指針を踏まえた対応については、今後の国等の動向を踏まえ検討していく。
- なお、制定に向けて検討中の「(仮称)世田谷区手話言語条例」に基づく施策についても、今後具体化する中で3つの柱のいずれかに位置付けることを基本とする。

現計画		次期計画	
地域の支えあいの推進・障害差別の解消・権利擁護	中項目	障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消 安心して暮らし続けることができる地域づくり並びに参加及び活躍の場の拡大 情報コミュニケーションの推進	各施策
医療と福祉の連携・健康づくりの推進			
住まいの確保、生活環境の整備			
就労等の活躍の場の拡大			
相談・地域生活支援の充実			
精神障害施策の充実			
医療的ケア児(者)の支援の充実			
教育・保育の充実、スポーツ等の余暇活動の支援			
サービスの質及び人材の確保			
障害福祉サービス事業等の運営			

4. 今後のスケジュール(予定)

令和5年 3月	次期計画の構成案 障害者(児)等実態調査まとめ
6～7月	次期計画の中間まとめ案
8～9月	次期計画の素案
10月	次期計画の答申案

世田谷区自立支援協議会 一次意見

*** すべての取組例・提言に一貫する考え方 ***

別紙

既存のものの機能を有効活用できるようなシステム等をつくる。

カテゴリ	現状・課題	取組例・提言
(1) 地域の支えあいの推進・障害差別の解消・権利擁護	・ 障害者と地域との出会いの場が減ってきている（世・北・玉）。	・ 社会福祉協議会（民生委員）との連携（世、玉）。イベント実施（世）。学校と連携（玉）。民間企業の企画力やビジネスを巻き込む（玉）。
	・ 個々の施設で、地域の方への理解を深めていく活動には限界がある（世）。	・ 個々の機関だけの取り組みには限界があるため、地域のネットワークづくりに取り組むことができる事業（例：障害理解促進事業）があるとよい（世）。
	・ 自立支援協議会の認知度や理解が不足している（烏）。	・ あんしんすこやかセンターと自立支援協議会との協働や情報交換の場を持つ（烏）。
	・ 障害福祉サービスの申請書類等がわかりにくく、当事者が申請するのが難しい（玉）。	・ 申請書類等が一目みてわかるようにする（玉）。
	・ 災害対策や災害時の情報等、必要な情報が得られず、意見も言えない。 ・ 後見人が不足しており、後見人のスキルも課題である（烏）。	・ 区や町内会の協力を頂き、防災訓練、福祉避難所の開設訓練などを行う（玉・砧）。
(2) 医療と福祉の連携・健康づくりの推進	・ 受診できる病院が少ない、自分の症状を伝えられない、1人で検診に行けないことから大病に気づくのが遅れる、精神保健医療の現場に地域福祉の情報が全く伝わっていない等、医療と福祉の狭間が大きい（玉、四）。	・ 医療と福祉の連携に力を入れる（玉・砧）。
	・ 卒業や転居などライフステージが変わったときに、医療につながっていない。	
	・ 体調不良の自己発信できない方の対応が難しい（玉）。	
	・ 健康診断等の案内が来ても受けられない人がいる（玉）。	・ 検診等が受けられない方へのフォローを行う（玉）。
	・ 急性期病棟の場合、退院までにサービス利用調整が間に合わない（烏）。 ・ PTSD等に対応したカウンセリング料が高く、希望しても受けられない人がいる（砧）。	・ ・
(3) 住まいの確保、生活環境の整備	・ グループホームが少ない、特に身体障害者の方や自立度が低い方が入れるグループホーム（世、玉、砧、烏）が少ない。	・ 空き家を活用する取り組みを行う（世）。
	・ 一人一人の状態や好みに応じた住まいの選択ができない。	・ 行政や居住支援法人など、関係者間での情報共有を行う（玉）。
	・ 知的障害・生活保護の方の物件探しは困難である（世・烏・四）。	・ 福祉サービスのグループホームだけでなく、今あるものを活用してバリエーションある住まいが必要。
	・ 物件が高く、貸す側の理解を得るのが困難であり、住民からも反対がある（世）。	・ 地域と施設との地道な関係がつけられる体制をつくる（世）。
(4) 就労等の活躍の場の拡大	・ 職場への通勤手段、トイレ介助の問題などで、就労困難な方がいる（玉）。	・ 障害のある方の住まいに関して地域の理解を促進する取り組み（世）。
	・ 50代後半の方が就労を希望してもみつからない（玉）。	・ グループホームやアパート等の入居費用の負担軽減策を実施する（玉）。
	・ 本人の能力を生かした就労ができていないケースがある。やりがいを持つことができない。	・
	・ 一般就労すると支援者はゴールだと思ってしまう。	・ 高齢者・障害者施設、行政など、少しのお手伝いが仕事につながる仕組みをつくる（玉）。
	・ 就労継続支援A型事業所が少ない（北・玉・四）。	・ 就労体験を増やす（烏）。
	・ 就労系サービスの実態が把握されていない（烏）。	・ 障害者の就労においてもディーセント・ワークの実現を目指す。
	・ 居場所を運営していると、費用がかかり、参加費が必要となり、利用者の負担が大きい（玉）。	・ 就労支援を半永久的に継続する（玉）。
	・ 地域によって居場所の資源にバラつきがある。	・
	・ 本人にあった居場所がない（北・玉）。	・ 居場所運営費用の助成を行う（玉）。
	・ デイケアや地域活動支援センターが少ない（玉）。	・ 当事者自身が積極的に活動できる場をサポートする（玉）。
(5) 相談・地域生活支援の充実	・ どこに相談すればいいのか、どこに繋いだらいいのかわからないことがある（世・北・玉）。	・ 相談窓口をわかりやすくする（玉）。
	・ 相談窓口が次々とできて、相談者がどこに相談すればいいのかわかりにくい（世）。	・
	・ 何を相談すればいいのかわからない方もいる。窓口をつくれば解決するものでもない。	・
	・	・ 相談者の生活に沿って目に留まりやすいところに案内を置くなど、相談につながりにくい方への工夫（世）。
	・	・ オンラインで相談できる場所を増やす（玉）。
	・ 本人の状態像がライフスパンでアセスメントできていない（砧）。	・
	・ 障害福祉・介護保険サービスの併用について対応可能な指定特定相談支援事業所が少ない（玉・砧）。	・ あんしんすこやかセンターや高齢福祉分野と連携する（玉・四）。
	・ 介護保険と障害福祉の共生型サービスが世田谷区にない（玉）。	・ 高齢障害者向けサービスの充実を図る（玉・砧）。
	・ 多分野にまたがる相談が増加している（世）。	・ ワンストップ窓口（玉、四）、365日窓口（玉）、総合窓口をつくる（玉）。
	・	・ 地域生活拠点の取り組みなどを通じて、情報一元化システムを構築する。
・ 病気や引っ越しの時など、非日常的な在宅生活支援が十分でない（砧）。	・ 病気や引っ越しの時など非日常的な在宅生活支援体制をつくる（砧）。	

カテゴリ	現状・課題	取組例・提言
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模事業所が個別送迎の仕組みを持つのは難しい（四）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労継続B型利用者が自力通所できなくなっても継続利用できるシステムを構築する（砧）。
(6) 精神障害施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ アパート等を探すときに障害が理由で断られるケースが多い（世・玉・砧）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産関連の方へ啓発を行う（玉）。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護受給者や単身者向けのアパート・物件が少ない（鳥）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民との懇談会など、理解促進を図る取り組みを行う（玉）。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産屋に障害者への法定貸出し率のような数値目標をつくる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 強度行動障害の方が入居できるグループホームを増やす（鳥）。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 問題を抱えた人が地域移行する場合は、グループホームの職員配置を増やせる体制をつくる（四）。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ショートステイの充実を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ショート入院や24時間見守りがあるショートステイを利用できる体制をつくる（砧）。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受給者証や地域の縛りを受けず、柔軟に利用できる精神保健福祉に理解ある社会資源（地域活動支援センター、各ポートの居場所機能等）のあることは重要である（四）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療が受けられ、地域生活もできる中間的なサービスを提供する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の特性や症状によって公共交通機関を利用できない方がいる（玉）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労継続B型の事業所に通所していたが、薬の副作用で自力通所できなくなった方がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神障害者に対する施策が後から取って付けたような印象がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ピアサポーターを養成した後の活用方法が明確ではない（四）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・
	(7) 医療的ケア児(者)の支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期入所、生活介護、保育園が足りない（世）。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後デイサービス利用年齢以降の本人の居場所がない（世）。 		<ul style="list-style-type: none"> ・
<ul style="list-style-type: none"> ・ 住まいによって送迎が届かず、施設利用格差が出ている（世）。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 通所の際の民間送迎利用への費用助成を行う（世）。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅サービスが提供できる支援者の育成を行う（砧）。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 夕方支援の充実を図る（世）。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設に対して看護師募集のための費用助成を行う（世）。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 看護師ネットワークをつくり、障害福祉サービス提供時の必要に応じて派遣されるようなシステムをつくる。
(8) 教育・保育の充実、スポーツ等の余暇活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担任の負担が大きい、障害理解も進んでいない、支援員が不足している（玉）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学齢期は、学校と子ども家庭支援センター等の繋がりはあるが、障害福祉全般との接点がない（玉・砧）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校関係者と障害支援関係者との定期的な（月1回程度）情報交換を行う（玉）。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動支援は、単価が低く、サービス提供事業所の負担が大きい（玉）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動支援の充実を図る（玉）。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加したい余暇があっても、障害特性の為、移動手段がなく参加できない（玉）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後等デイサービスとの連絡・連携がとれない（玉）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日中ショートステイが足りない。働きたい親が働けない（砧）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヤングケアラーへの支援の構築。
(9) サービスの質及び人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人材やマンパワーの不足（世、玉、鳥）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当事者の支援者を増やす（鳥）。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の早期退職は、課題である（四）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアを増やす（鳥）。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人材の量と質のバランスが重要である。安心して相談できるような人材の育成が大事であるが、各々の事業所で行うのは難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護ロボットの導入を行う（鳥）。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人材確保、育成、定着、福祉職に希望が持てるようなプラン作りを行う（世、玉、鳥、四）。
	(10) 障害福祉サービス事業等の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者同士の交流・余暇事業が少ない（玉）。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動支援事業について報酬単価を引き上げる（玉）。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 8050問題など多様な課題を抱える家族に対するの支援体制づくりを行う（北）。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利擁護事業の推進を図る（砧）。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時バックアップセンター等について、課題をオープンにして議論を重ね、取り組む（玉）。

世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第8条）

第2章 障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消のための施策（第9条―第12条）

第3章 安心して暮らし続けることができる地域づくり並びに参加及び活躍の場の拡大のための施策（第13条―第20条）

第4章 情報コミュニケーションの推進のための施策（第21条・第22条）

附則

障害者の権利に関する条約が、平成18年12月に第61回国際連合総会で採択され、平成20年5月に発効しました。国は、この条約の「障害が、機能障害を有する者とこれらの者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用であって、これらの者が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものによって生ずる」という障害の社会モデルの考え方、「言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」という考え方、「自己の人生を選択し、コントロールする自由をもって、自立した生活を営み、地域社会に受け入れられること」をいう「自立した生活及び地域社会への包容」の考え方等を基に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律をはじめとした法制度の整備等を行ってきました。さらに、平成27年9月の国連持続可能な開発サミットにおいて、あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進することをはじめとした持続可能な開発目標（SDGs）が採択されました。国際社会の目標として、誰も置き去りにしない社会、いわゆる、インクルーシブ社会の実現が求められています。

世田谷区では、せたがやノーマライゼーションプランに基づき、障害に対する理解の促進、障害を理由とする差別の解消等のための施策に計画的に取り組んできました。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を障害に対する理解を促進する大きな機会と捉え、国から先導的共生社会ホストタウンの認定を受けて「ユニバーサルデザインのまちづくり」、「パラスポーツの推進」及び「心のバリアフリー」

を柱とする様々な取組を推進してきました。

しかし、障害者等を取り巻く現状においては、障害に対する理解の促進、障害を理由とする差別の解消、安心して暮らし続けることができる地域づくり、参加及び活躍の場の拡大並びに情報コミュニケーションの保障のより一層の推進といった課題があります。

世田谷区は、これらの課題の解決に必要な施策を総合的に講じ、心身の機能に障害のある区民のみならず、様々な状況及び状態にある区民が多様性を尊重し、価値観を相互に認め合い、安心して暮らし続けることができる地域共生社会を実現するために、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、障害に対する理解の促進、障害を理由とする差別の解消、安心して暮らし続けることができる地域づくり、参加及び活躍の場の拡大並びに情報コミュニケーションの推進に関する基本的な事項を定めることにより、地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）、難病その他の心身の機能の障害をいう。
- (2) 地域共生社会 障害のある区民その他の様々な状況及び状態にある区民が多様性を尊重し、価値観を相互に認め合い、地域において共に生きる社会をいう。
- (3) 社会的障壁 障害のある者又は障害のある者に当たらない者であって日常生活若しくは社会生活の様々な場面において支援を必要とする状態にあるものにとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他のものをいう。
- (4) 障害者 障害のある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (5) 障害者等 障害者及び障害者に当たらない者であって日常生活又は社会生活の

様々な場面において支援を必要とする状態にあるものをいう。

- (6) 障害に対する理解 障害及び障害者についての誤解、障害者に対する偏見等を解消し、障害者、その家族等の心情に配慮することをいう。
- (7) 障害の社会モデルの考え方 障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するのではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるという考え方をいう。
- (8) 区民 区内に居所、勤務先又は通学先がある者をいう。
- (9) 事業者 区内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。
- (10) 障害者団体 障害者、その家族又は支援者により構成された団体をいう。
- (11) 意思疎通等の手段 手話、要約筆記、点字、音声、筆談、代読代筆、音声コード、拡大文字、触手話、指点字、指文字、ひらがな表記、サイン、写真、図画その他の障害者等が情報を取得し、若しくは利用し、又は他人との意思疎通を図るための手段をいう。
- (12) 情報コミュニケーション 意思疎通等の手段により、円滑に情報を取得し、若しくは利用し、又は意思疎通を図ることをいう。

(基本理念)

第3条 障害に対する理解の促進、障害を理由とする差別の解消その他の地域共生社会の実現に向けた取組の基本理念（以下「基本理念」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 区民は、障害の有無にかかわらず、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されること。
- (2) 区民は、障害を理由とする差別に加えて、性別、性の多様性その他の事由又はこれらが複合した状態に起因して困難な状況に置かれる場合は、その状況に応じた適切な配慮がなされること。
- (3) 障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消のために、地域社会は多様な人々により構成されているという基本的な認識を基に、全ての区民が多様性を尊重し、価値観を相互に認め合い、並びに障害、障害者及び障害の社会モデルの考え方に関する知識を培うこと。
- (4) 障害者等が意思の形成又は表明のための支援その他の日常生活に必要な支援を

受けることに加えて、意思疎通等の手段について選択の機会が確保されることによりその自己決定権が尊重され、自らの意思に基づき個性及び能力を発揮することができる環境の整備が行われること。

(区の責務)

第4条 区は、基本理念にのっとり、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 区民及び事業者が、障害、障害者及び障害の社会モデルの考え方に関する知識を培うことにより、障害に対する理解を深め、適切に行動するために必要な施策
- (2) 区の職員が、障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消に向けた適切な支援を行うための基礎として、障害及び障害者に関する知識並びに障害の社会モデルの考え方を習得し、障害者、その家族等の心情を汲み取ることができるようになるために必要な施策
- (3) 区の職員が、その事務又は事業を行うに当たり、障害者の障害の特性に応じて丁寧かつ適切な対応を行うために必要な施策
- (4) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）の趣旨を踏まえた障害者の虐待の予防及び早期発見のために必要な施策
- (5) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の趣旨を踏まえた障害者及びその養護者の支援を行うために必要な施策
- (6) 障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために必要な施策
- (7) 障害者等の情報コミュニケーションの推進のために必要な施策

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念を踏まえ、次に掲げる取組を実施するように努めるものとする。

- (1) その事業活動及び事業所の運営において、障害に対する理解の促進、障害を理由とする差別の解消その他の地域共生社会の実現に向けて必要な措置を講ずる取組
- (2) 区が実施する障害に対する理解の促進、障害を理由とする差別の解消その他の地域共生社会の実現に向けた施策に協力する取組

(区民等の協力)

第6条 区民は、基本理念を踏まえ、障害、障害者及び障害の社会モデルの考え方に
関する知識を培い、障害に対する理解の促進、障害を理由とする差別の解消その他
の地域共生社会の実現に向けた取組に寄与するよう努めるものとする。

2 障害者団体は、基本理念を踏まえ、障害者及びその家族の生活状況に基づく意見
及び要望を把握し、必要に応じてこれらの者を支援する関係機関、区等へこれを伝
達するとともに、障害に対する理解の促進、障害を理由とする差別の解消その他
の地域共生社会の実現に向けた取組に寄与するよう努めるものとする。

(障害を理由とする差別の禁止)

第7条 区及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由とする差別
の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の趣旨を踏まえ、障害を理
由として不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはな
らない。

(合理的配慮)

第8条 区及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者等から現に社会
的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（本人による意思の表明が困難な場
合には、その家族、介助者その他のコミュニケーションを支援する者が本人を補佐
して行うものを含む。）があった場合において、当該障害者等と建設的な対話を行
うよう努めなければならない。

2 区及び事業者は、前項の対話の結果、その実施に伴う負担が過重でないときは、
障害者等の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者等の性別等（生物
学的な性別、性自認（自己の性についての認識をいう。）及び性的指向（恋愛及び
性愛の対象についての指向をいう。）をいう。）、年齢、障害の状態その他の事由
又はこれらが複合した状態に起因する社会的障壁の除去の実施について必要かつ合
理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）をしなければならない。

第2章 障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消のための施
策

(意見聴取)

第9条 区は、障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消のための施

策を講ずるに当たり、障害者及びその家族の意見を聴く機会を設けるものとする。

(普及啓発等)

第10条 区は、区民及び事業者が障害に対する理解を深めるための普及啓発その他必要な施策を講じるものとする。

(教育の推進)

第11条 区は、区民が障害、障害者及び障害の社会モデルの考え方に関する知識を培い、並びに障害を理由とする差別の解消及び社会的障壁の除去の重要性についての理解を深めるための教育を推進するものとする。

(相談対応)

第12条 区は、障害を理由とする差別及び合理的配慮に関して、区民その他関係者からの相談を受けるための専用の窓口を設けるものとする。

2 区は、前項に規定する相談を受けたときは、その内容に応じて次に掲げる対応をするものとする。

- (1) その相談に係る事実の確認及び調査を行うこと。
- (2) その相談に対して必要な助言又は情報提供を行うこと。
- (3) その相談に係る差別の解消及び合理的配慮の提供を図るため、第1号の事実の確認及び調査の結果を踏まえた合理的配慮等をすべき者への働きかけその他の環境の調整を行うこと。
- (4) 関係機関への通知その他連絡調整を行うこと。

第3章 安心して暮らし続けることができる地域づくり並びに参加及び活躍の場の拡大のための施策

(地域での交流及び支え合いの推進)

第13条 区は、障害者等が安心して暮らし続けることができる地域づくりのため、地域住民及び事業者による交流及び支え合いの活動の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(災害時における情報の提供等)

第14条 区は、障害者等を支援する事業者と連携し、災害時等において避難行動に支援を要する障害者等に対して、必要な情報の提供及び避難場所での適切な配慮が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

(支援体制の構築等)

第15条 区は、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、障害者の障害の重度化及び高齢化並びに障害者等の家族その他の支援者による支援を受けることができなくなる事態に対して不安を抱く障害者等及びその支援者への支援を計画的に確保するために必要な施策を講ずるものとする。

2 区は、障害者の地域生活の継続及び施設での生活から地域での生活への移行に寄与するグループホームその他の住まい、通所施設等の確保のために必要な施策を講ずるものとする。

(医療的ケアに係る支援)

第16条 区は、国及び東京都と連携し、医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他の厚生労働大臣が定める医療行為をいう。）に対する配慮及びその利用に係る支援が必要な者並びにその家族が心身の状況等に応じて住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる支援体制の構築のために必要な施策を講ずるものとする。

(インクルーシブ教育の推進)

第17条 区は、インクルーシブ教育（障害のある子どもを含む全ての子どもが、一般的な教育制度から排除されずに、それぞれの子どもに必要な合理的配慮の下で、共に学び、共に育つことができる仕組みをいう。）の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

(就労の支援等)

第18条 区は、障害者等が自身の特性に応じて働くことができる場の創出その他の障害者等の就労を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

2 区は、障害者等の就労を支援する機関と連携し、事業者が障害者等を雇用するに当たり必要となる障害、障害者及び障害の社会モデルの考え方に関する知識を培うことにより、当該事業者が障害に対する理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(参加及び活躍の場の創出等)

第19条 区は、障害者等が自らの意思に基づき、自身の特性に応じて参加し、及び活躍することができる場の創出及び拡大のために必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術活動、スポーツ等の機会の創出)

第20条 区は、障害者等が多様な文化芸術活動、スポーツ等に参加することができる機会の創出その他の障害者等による多様な文化芸術活動、スポーツ等の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第4章 情報コミュニケーションの推進のための施策

(意思疎通等の手段の保障等)

第21条 区は、情報コミュニケーションの推進のため、意思疎通等の手段の保障及び普及啓発その他の障害者等の意思疎通等を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(意思疎通等を支援する人材の養成)

第22条 区は、障害者団体及び関係機関と連携し、障害者等の意思疎通等を支援する者を養成するために必要な施策を講ずるものとする。

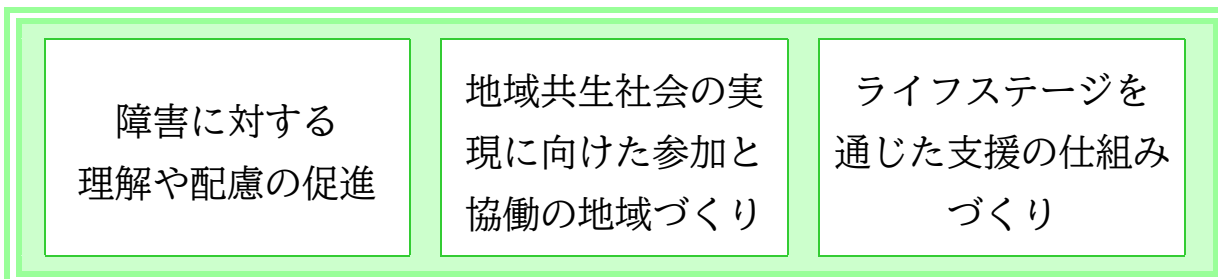
附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。

2. 施策展開の考え方

(1) 施策展開の考え方

【施策展開の考え方】



・ 障害に対する理解や配慮の促進

障害者の自立と社会参加に関わるあらゆる場面において、障害を理由とする差別が生じることなく、権利が守られるよう、障害に関する理解の促進に向けて啓発を図ります。

障害者が自らの意思で生き方を選択・決定することができ、安心して地域で生活を送ることができるよう、教育や就労、日中活動、文化、スポーツ等の多様な活動の場の充実を図ります。

・ 地域共生社会の実現に向けた参加と協働の地域づくり

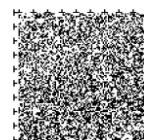
障害のある人もない人も、誰もが地域で共に育ち、学び、働き、地域とつながり、活動するにあたり、それぞれが持てる力を発揮でき、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創り育てていく地域共生社会の実現を目指します。

地域共生社会の実現に向けて、区民、事業者、医療機関、教育機関、活動団体、NPO団体等の地域の多様な主体の参加・協力のもとに、地域の課題を共有して課題解決に取り組んでいく地域づくりを推進します。

・ ライフステージを通じた支援の仕組みづくり

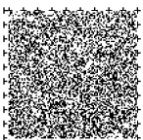
一人ひとりの障害の状況や年齢等に応じて、ニーズに合った必要な支援を必要なときに受けることができるよう、保育や教育、医療、障害福祉サービス等とともに、地域における生活支援の充実を図り、障害当事者の日常生活や社会生活を支援します。

また、地域との孤立防止や心身の負担軽減を図る観点からも、障害当事者を支える家族の気持ちにも寄り添った相談支援に取り組めます。



(2) 地域共生社会に向けた取組みと地域包括ケアの地区展開との連携

- ・ 障害者の生活基盤となるグループホーム等の住まいの確保をはじめ、本人やその家族の状況に合わせ、介護・福祉サービス、生活支援、予防・健康づくり、医療及び就労支援等の必要なサービスを受けることができる体制整備を推進します。
- ・ 障害者の相談支援については、あんしんすこやかセンターから相談支援機関への引き継ぎも含め、地域障害者相談支援センター”ぽーと”が中心となり、包括的・継続的な相談支援につなげていきます。
- ・ 複合課題や困難事例、様々な障害種別にも対応できるよう、相談支援に携わる職員の育成に努めるとともに、各総合支所単位のエリア自立支援協議会において、地域における課題検討等を実施し、相談支援事業者等をはじめとする地域のネットワークづくりに取組みます。
- ・ 地域の課題解決には、保健・医療・福祉・教育等が連携し、区民、事業者、関係機関、活動団体等の地域の多様な主体の参加のもと、地域課題の情報共有を図るとともに参加団体等が協働して取組みます。
- ・ 取組みの経過は、自立支援協議会に報告して協議するとともに、全区的な課題は障害者施策推進協議会や地域保健福祉審議会で議論し、施策化に向けて検討を進めます。
- ・ これらの取組みは、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター及び社会福祉協議会を一体整備し、相談の拡充や地域の主体とともに連携して地域の課題解決を図る地域包括ケアの地区展開の取組みと連携・連動して、地域の課題を地域で解決していく地域づくりを推進します。
- ・ また、地域共生社会の実現に向けた社会福祉法の一部改正に関して、これまでの地域包括ケアの地区展開の取組みに加え、8050問題やひきこもりなど、既存の制度では対応が難しい複合課題や狭間のニーズを抱えた本人・世帯について、包括的な支援体制の構築を目指します。

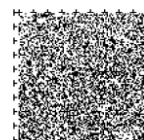


3. 計画目標

計画の基本理念である「障害のある人もない人もお互いの人格や個性を尊重して、住み慣れた地域で支えあい自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現」に向けて、10の計画目標を掲げるとともに、計画目標を施策の体系における大項目に設定し、総合的に施策を推進します。

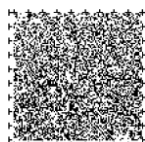
(1) 計画目標の設定

計画目標1	地域の支えあいの推進・障害差別の解消・権利擁護
計画目標2	医療と福祉の連携・健康づくりの推進
計画目標3	住まいの確保、生活環境の整備
計画目標4	就労等の活躍の場の拡大
計画目標5	相談・地域生活支援の充実
計画目標6	精神障害施策の充実
計画目標7	医療的ケア児（者）の支援の充実
計画目標8	教育・保育の充実、スポーツ等の余暇活動の支援
計画目標9	サービスの質及び人材の確保
計画目標10	障害福祉サービス事業等の運営

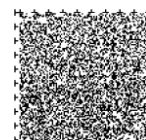


(2) 施策の体系

施策の大項目	施策の中項目
1 地域の支えあいの推進・障害差別の解消・権利擁護	(1) 地域人材の育成、地域支えあいの推進
	(2) 地域支援のネットワークづくり
	(3) 障害理解の促進
	(4) 障害差別の解消及び合理的配慮の提供の促進
	(5) 情報アクセシビリティの向上
	(6) 障害者虐待の防止の推進
	(7) 見守りの推進
	(8) 災害対策の推進
	(9) 権利擁護の推進
2 医療と福祉の連携・健康づくりの推進	(1) 医療と福祉の連携
	(2) 医療費の助成等の実施
	(3) 健康づくりの推進
	(4) 予防の推進
3 住まいの確保、生活環境の整備	(1) 居住支援の充実
	(2) ユニバーサルデザインの推進
	(3) 移動のための支援の実施
4 就労等の活躍の場の拡大	(1) 幅広い対象者に対する就労支援の充実
	(2) 就労定着支援・生活支援の充実
	(3) 障害者雇用の拡充
	(4) 活躍の場の創出
	(5) 作業所で働く障害者の工賃向上
	(6) 経済的自立の支援
5 相談・地域生活支援の充実	(1) 相談支援の充実
	(2) 早期支援の推進
	(3) 在宅生活の支援
	(4) 地域移行の促進と定着支援
	(5) 日中活動の充実
	(6) 地域生活の支援
	(7) 家族支援の実施



施策の大項目	施策の中項目
6 精神障害施策の充実	(1) 保健・医療・福祉の支援者間の連携強化 (2) 精神科病院に長期入院している区民に対する地域移行の推進 (3) 住まいの確保支援の充実 (4) 退院後の生活体験機能の構築 (5) 日中の居場所づくりの充実 (6) 家族支援の拡充 (7) 普及啓発・理解促進の推進 (8) 精神保健福祉に係る相談支援の充実 (9) ピアサポーターが活躍する機会の拡充
7 医療的ケア児(者)の支援の充実	(1) 総合的な支援体制の構築 (2) 医療的ケア児(者)の支援に携わる人材育成 (3) 発達・発育や学びを支える体制の整備・充実 (4) 災害に備える互助体制の確立
8 教育・保育の充実、スポーツ等の余暇活動の支援	(1) 教育・保育の充実 (2) 途切れのない支援 (3) スポーツの推進 (4) 文化・芸術活動の振興 (5) 生涯学習や余暇活動の支援
9 サービスの質及び人材の確保	(1) サービスの質の向上 (2) 福祉・介護人材等の確保・育成 (3) 事業所の支援 (4) 職員研修の実施
10 障害福祉サービス事業等の運営	(1) 障害福祉サービス等の成果目標 (2) 障害福祉サービス等の計画兼成果目標達成のための活動指標 (3) 地域生活支援事業の計画



4. 目標達成のための重点的な取組み

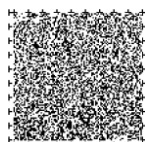
障害者施策推進協議会、自立支援協議会等で挙げられた意見や計画期間中に取組む必要がある区の課題等を踏まえ、目標を達成するために重点的に取組む事項は次表のとおりです。

重点的な取組みは、課題毎に取組みの状況（実施状況の評価）、課題（評価を踏まえた改善）及び次期計画の施策展開の方向性（計画）について取りまとめ、審議しました。

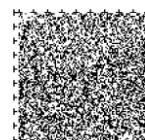
重点的な取組みに係る審議の結果については、第4章の施策の取組みに計画期間中における施策展開の方向性や方策について掲載しています。

(1) 重点的な取組み

重点的な取組み	課題
精神障害施策	<ul style="list-style-type: none"> ・精神病床における長期入院患者に関する目標値や目標(例) ・ピアサポーターが活躍する機会の拡充 ・普及啓発・理解促進 ・日中の居場所づくり ・住まいの確保支援 ・退院後の生活体験機能 ・家族支援 ・保健・医療・福祉等の支援者間の連携強化
医療的ケア児(者)の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な支援体制の構築等 ・医療的ケア児(者)の支援に携わる人材育成 ・発達・発育や学びを支える体制の整備・充実 ・災害に備える互助体制の確立
日中活動の場と住まいの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・施設所要量の確保 ・医療的ケアを含む重度障害者への対応 ・グループホームの確保 ・障害特性に応じた日中活動の場の確保 ・居住支援協議会と連携した住まいの場の確保
活躍の場の拡大 (障害者就労、ピア支援、日中活動)	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い対象者に対する就労支援 ・職場定着支援、生活支援の充実 ・障害者雇用の拡充 ・他機関との連携と活躍の場の創出 ・作業所で働く障害者の工賃向上
地域生活支援拠点等の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点等の機能の確保・実施 ・拠点等の機能充実（地域づくりに向けた体制整備）



重点的な取組み	課題
相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員の量の確保と質の向上 ・セルフプランを尊重した支援 ・複合的な課題を抱えた家族に対する支援 ・社会的なつながりが弱い人へのセーフティネット ・医療的ケアが必要な障害児・者への相談支援〈再掲〉
共生社会	<ul style="list-style-type: none"> ・心のバリアフリー（障害理解、障害者差別解消）の推進 ・ユニバーサルデザインのまちづくり ・障害者スポーツの推進
サービスの質及び人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・指導体制の確保 ・第三者評価の受審向上と評価結果の活用 ・苦情や事故の予防 ・施設における支援技術の向上 ・これからの福祉・介護人材の確保及び育成
乳幼児期支援の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・相談につながりやすい体制 ・中核的拠点と民間支援 ・多様な機関の連携



障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案の概要

参考3

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害DB、難病DB及び小慢DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日）

障害者や難病患者等が安心して暮らし続けることができる地域共生社会(イメージ)

- 障害者や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築を目指す。このため、本人の希望に応じて、
 - ・施設や病院からの地域移行、その人らしい居宅生活に向けた支援の充実 (障害者総合支援法関係、精神保健福祉法関係、難病法・児童福祉法関係) 総 精 難
 - ・福祉や雇用が連携した支援、障害者雇用の質の向上 (障害者総合支援法関係、障害者雇用促進法関係) 総 雇
 - ・調査・研究の強化やサービス等の質の確保・向上のためのデータベースの整備 (難病法・児童福祉法関係、障害者総合支援法関係) 難 総
- 等を推進する。

